

# 国民健康保険料等の負担を軽減

## 非自発的失業者の保険料軽減

※特定受給資格者と特定理由  
 退職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている  
 退職年月日と離職理由コード  
 (表)で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給  
 与所得を実際の3割とみなし  
 て保険料を算定し、また高額  
 療養費負担限度額等の所得区  
 分の再判定を行います。

■給与所得以外の所得や失業  
 者本人以外の国保加入者の給  
 与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属  
 する月から翌年度末の間  
 (例)令和2年3月31日から  
 令和3年3月30日までで失業  
 した人

■国保料＝離職日翌日の属する  
 月から令和4年3月まで  
 高額療養費負担限度額等＝離  
 職月の翌月から令和4年7月  
 まで

※他の健康保険への加入等に  
 より、国保の資格を喪失した  
 時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの 国民  
 健康保険証、雇用保険受給資  
 格者証

## その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇  
 用保険を受給する場合、その  
 受給期間に相当する保険料に  
 ついて、所得割の月割額を3  
 割減免します。

■手続きに必要なもの 国民  
 健康保険証、雇用保険受給資  
 格者証

※失業等により前年所得が著  
 しく減少する国保加入者も減  
 免の対象となる場合があります。

## 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で  
 1カ月に支払う一部負担金が  
 高額となる場合、一定の要件  
 に該当すれば一部負担金を減  
 免します。

■減免期間 原則年間3カ月  
 以内(医師の意見により最大  
 6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの 国民  
 健康保険証、給与支払証明書  
 など加入者全員の収入状況等  
 を証明できる書類、通帳  
 ※要件など詳しくは、お問い  
 合わせください。

## 非自発的失業者の要件となる 離職理由コードと離職理由

離職理由 コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責 解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の 継続が不可能になったことによ る解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3 年以上、契約更新1回以上、雇 止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3 年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未 満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正 当な理由のある自己都合退職、 退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由 のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己 都合退職(被保険者期間が12カ 月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己 都合退職(被保険者期間が6カ 月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者  
 証を破棄されている場合は公共職業安定  
 所(ハローワーク)でご相談ください。

問 国保医療課 国保係 (☎983-2962)

## 国民健康保険で 柔道整復師(整骨院)による 施術を受けられる人へ



柔道整復師による  
 施術は、保険給付対  
 象になるものとなら  
 ないものがあります。

保険給付対象とな  
 らない施術を受けた場合には被保険者証は  
 使えませんので、ご注意ください。

### 保険が使えるとき

- ▶ 外傷性のねんざ・打撲(スポーツによる  
ねんざ等)
- ▶ 医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ▶ 応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急  
手当後の施術には、医師の同意が必要)

### 保険が使えないとき(全額自己負担)

- ▶ 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)  
肩こり・腰痛
- ▶ スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労
- ▶ 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改  
善がみられない長期の施術
- ▶ 保険医療機関(病院・診療所など)で同  
じ負傷等の治療中のもの
- ▶ 労災保険が適用となる工作中や通勤途上  
での負傷

## 医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入者の保険料  
 などで賄われています。柔道整復師に保険  
 の使える範囲を相談し、適切に受診するこ  
 とで医療費の適正化につながります。皆さま  
 のご理解とご協力をお願いします。

## 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施  
 した場合、当該家屋の固定資  
 産税額を減額します。

■減額要件

- ▽昭和57年1月1日以前から  
存在する住宅である
- ▽令和4年3月31日までに現  
行の耐震基準に適合した改修  
工事を行い、改修費用が50万  
円を超えるもの

■減額期間

- 改修工事が完了した年の翌  
年度から、次の家屋の固定資  
産税額を減額します。
- ▽令和4年3月31日までに改  
修工事が完了し1年間
- ▽通行障害既耐震不適格建  
築物に該当する家屋の改修工  
事が完了し2年間

■減額する額

1戸当たり120㎡の床面  
 積相当分までの固定資産税額  
 2分の1を減額(平成29年4  
 月1日以降に改修し、認定長  
 期優良住宅に該当した場合は  
 3分の2)

■手続き

改修工事後3カ月以内  
 に、次の書類を提出してくだ  
 さい。

- ▽住宅耐震改修に伴う固定資  
産税の減額申告書
- ▽地方公共団体・建築士事務  
所に登録する建築士・指定確  
認検査機関・登録住宅性能評  
価機関、住宅瑕疵担保責任保  
険法人のいずれかが発行した  
耐震基準に適合した工事を示

す証明書

- ▽工事関係書類(工事明細書  
・領収書の写しなど)
- ※認定長期優良住宅に該当す  
る場合は認定通知書の写しも  
提出してください。
- ※申請書にマイナンバーの  
記載が必要となるため、マ  
イナンバーと本人確認がで  
きる書類を提示してください  
い(郵送の場合は写しを同  
封)。
- ※耐震改修軽減は、熱損失防  
止改修軽減またはバリアフリ  
ー改修軽減との併用不可。ま  
た、バリアフリー改修や熱損  
失防止改修を実施し、その改  
修が一定の条件に当てはまる  
場合、固定資産税が減額され  
ます。詳しくはお問い合わせ  
ください。

問 税務課 資産税係 (☎983-2480)

## 市税・国民健康保険料等の納付は 便利な口座振替のご利用を!

固定資産税(第4期分)・国  
 民健康保険料(第6期分)の納  
 期限は11月30日(火)です。納  
 期限までに市税取扱金融機関、  
 コンビニ、スマホ決済(Pay  
 Pay、LINE Pay)、  
 市役所で納付してください。

口座振替は納期限の日に自動  
 的に振替しますので、納め忘れ  
 がなく、便利です。

口座振替を希望される人は、  
 口座振替依頼書を市税等取扱金  
 融機関(市外の金融機関には依  
 頼書がない場合あり)または税  
 務課収納係へご提出ください。  
 ご自宅へ同依頼書を郵送するこ  
 ともできますので、税務課収納  
 係までご連絡ください。

11月15日(月)までに手続き  
 すると、12月28日(火)が納期

の市・府民税(第4期分)、国  
 民健康保険料(第7期分)から  
 振り替えできます。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、  
 直接、ゆうちょ銀行へ申し込み  
 ください。

問 税務課 収納係 (☎983・2  
 481)

## コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使っ  
 て、税の証明書が全国のコン  
 ビニ等で取得できます(マイ  
 ナンバーカードとカード受領  
 時に設定した4桁の暗証番号  
 が必要です)。

■取得できる証明書

- カード所有者本人分の令和  
3年度所得証明書、課税(非  
課税)証明書
- ※確定申告等により所得に変  
更があった場合は、証明書へ  
の反映に時間がかかる場合が  
あります。

■サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時  
 (土・日・祝日含む)

※12月29日～1月3日とシス  
 テムメンテナンス日は利用不  
 可。

■交付手数料  
 1通300円

※ご不明な点はお問い合わせ  
 ください。

問 税務課 市民税係 (☎983-1113)

●「税を考える週間」絵画展  
 11月11日(木)～17日(水)は  
 税を考える週間です。市では、こ  
 の期間中に「税金でつくられてい  
 るもの」をテーマに市内小学生が  
 描いた絵画を展示します。

期間 11月11日(木)～18日(木)  
 ※13日(土)、17日(水)は除く。  
 場所 文化センター1階ロビー  
 問 税務課 市民税係 (☎983-1113)